

(様式2)

計画作成年度	平成 30 年度
計画主体	浜 松 市

## 浜松市鳥獣被害防止計画 (平成 31 年度～33 年度)

<連絡先>

担当部署名

浜松市役所農業振興課

所在地

浜松市中区元城町 103-2

電話番号

053-457-2332

F A X 番号

053-3737-9278

メールアドレス

noushin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル（以下「サル」という）、ニホンジカ（以下「シカ」という）、カモシカ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ、ノウサギ、カラス
計画期間	平成31年度～33年度
対象地域	浜松市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

①農業

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積(a)	金額(千円)
イノシシ	稲	215	1,988
	豆類	29	71
	雑穀	5	12
	果樹	11,039	14,382
	野菜	120	2,340
	いも類	105	2,391
	工芸作物	21	83
	その他	29	344
	小計	11,563	21,611
	サル	稲	2
豆類		1	25
果樹		30	93
野菜		3	39
いも類		3	76
その他		1	29
小計		40	292
シカ	稲	92	922
	豆類	33	857
	果樹	216	6,389
	野菜	58	2,029
	いも類	70	1,077
	工芸作物	98	26
	その他	77	876
小計	644	12,176	
カモシカ	野菜	5	3
	小計	5	3
ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ	果樹	21	272
	野菜	132	4,008
	いも類	2	11
小計	155	4,291	
ノウサギ	果樹	1	13
	小計	1	13
カラス	雑穀	30	200
	果樹	28	177
	小計	58	377
合計		12,466	38,763

(「平成29年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査票」より)

②林業（平成 29 年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	樹種	被害数値（面積（a））
シカ	スギ・ヒノキ	4,100
カモシカ	〃	2,920

※林業被害金額は算出困難なため計上せず。

（シカ：「森林被害報告年報」、カモシカ：「カモシカ保護管理計画（各地区）」より）

(2) 被害の傾向

<p><b>イノシシ</b> 被害作物は果樹をはじめ多岐にわたり、農作物被害のほかにも圃場や法面の掘り起こしが事故や怪我の原因になっている。主な被害地域である北区では、防護柵の設置が進んだことから被害は抑制されつつあるが、周辺の防護柵未設置圃場に被害が移っている。市街地に近い人家周辺の圃場や家庭菜園にも被害が発生している。 ○生息地域 西区、北区、浜北区、天竜区</p>
<p><b>サル</b> 主な生息域は中山間部であるが、市街地近辺にも出没する。いも類、野菜、穀物などに被害があるが、農作物被害額は減少傾向にある。人馴れに伴い、市民への威嚇や家屋破壊行為も見られ、登下校時の児童、生徒の安全確保が必要となっている。 ○生息地域 北区、浜北区、天竜区</p>
<p><b>シカ・カモシカ</b> 被害地域は年々拡大傾向にあり、既被害地域においても生息頭数の増加が推測される。特にスギやヒノキ、果樹の幼木への被害は顕著である。 ○生息地域 北区、浜北区、天竜区</p>
<p><b>ハクビシン・タヌキ・アライグマ・アナグマ</b> ここ数年の被害は横ばいとなっている。アライグマについては、生息域の拡大が推測される。農作物被害に限らず、人家等の建物被害も発生している。 ○生息地域 市内全域</p>
<p><b>ノウサギ</b> 主にミカン圃場の苗木に被害をもたらしている。防護柵の整備圃場であっても、わずかな隙間から侵入するため対応に苦慮している。 ○生息地域 西区、北区、浜北区、天竜区</p>
<p><b>カラス</b> 農作物全般に被害をもたらしている。被害も市街地から山間部までと幅広い。 ○生息地域 市内全域</p>

(3) 被害の軽減目標

被害面積及び金額について現状値から毎年度前年比 5%の減少を目標値とする。

指標	現状値（平成 29 年度）	目標値（平成 33 年度）
被害面積	124.7ha	96.5ha
被害金額	3,877 万円	3,158 万円

※被害面積及び被害金額は本計画の対象鳥獣の積算値。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【浜松市の活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会等への捕獲奨励金交付</li> <li>・ 浜松市アライグマ防除実施計画による活動</li> </ul> <p>【浜松地域鳥獣被害対策協議会の活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電殺機を用いた効率的な止め刺し研修</li> </ul> <p>【鳥獣被害対策実施隊の活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ GPS 首輪を用いたサルの生息状況調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会員の減少や高齢化により、今後の捕獲活動の継続が懸念され、新たな担い手確保が急務。</li> <li>・ 捕獲後の止め刺しや、わなにかかりにくい個体の捕獲に銃が必要であるが、新規銃猟免許取得者が非常に少ない。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<p>【浜松市の活動】</p> <p>防護柵設置等に対する補助金交付</p> <p>【浜松地域鳥獣被害対策協議会の活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防除技術研修会</li> <li>・ 寸劇による児童鳥獣被害対策勉強会</li> <li>・ 出没被害状況アンケート調査</li> <li>・ センサーカメラによる加害獣調査</li> </ul> <p>【鳥獣被害対策実施隊の活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防護柵の点検及び設置指導</li> <li>・ 被害状況調査</li> <li>・ 放任果樹の伐採</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既設防護柵において、草の繁茂や通電していない電気柵等、不適切な管理が見受けられる。また、高齢化が進行し、防護柵設置に係る労務が担えない。</li> <li>・ 鳥獣被害対策に関するノウハウや基幹となる人材がいる地域、いない地域の格差が大きい。</li> </ul>

(5) 今後の取組方針

<p>1 捕獲及び防除の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲圧を保つため、猟友会等関係団体に対し報奨金を交付する。</li> <li>・ 集落ぐるみの防護柵や緩衝帯の設置・管理、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去、作物残さや未収穫野菜の適正処分など鳥獣被害対策に関する勉強会を開催する。</li> <li>・ 静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザー（以下「県アドバイザー」という）や鳥獣被害対策実施隊員による集落巡回指導を推進する。</li> </ul> <p>2 被害防止対策の担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落における捕獲の担い手を育成する。</li> <li>・ 法令を順守し、地域の安心・安全に留意した取組が行われるよう情報提供を行う。</li> <li>・ 鳥獣被害対策実施隊員や県アドバイザーの各種研修受講を支援する。</li> <li>・ 被害地域の市民や、幼児から学生を対象とした勉強会を行う。</li> </ul> <p>3 被害防止対策の情報の提供及び収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民講座や集落勉強会を行い、鳥獣被害対策知識を普及する。</li> <li>・ 被害対策先進地事例や有識者等から情報収集を行う。</li> </ul> <p>4 被害状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会、鳥獣被害対策実施隊等の情報により、被害状況を的確に把握する。</li> </ul> <p>5 捕獲獣の資源活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域のジビエ活用を進めるため、市内及び周辺の食肉加工処理施設と連携を進める。</li> </ul>
---

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

年度	捕獲体制	
平成 31～33 年度	静岡県西部猟友会 浜松東分会、浜松西分会、 浜松南分会（南支部、雄踏支部、舞阪支部）、 浜松北分会、浜松中央分会、浜北分会、 引佐分会（引佐支部、細江支部、三ヶ日支部）、 天竜分会（天竜支部、龍山支部）、 春野分会、佐久間分会、水窪分会	浜松市内の農協や市民からの依頼を受けて、各地区の猟友会又は有害鳥獣駆除を目的とした団体に、対象鳥獣の捕獲を依頼。捕獲実績に対して奨励金を支出。
	三ヶ日町有害鳥獣駆除対策協議会	

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 31～33 年度	イノシシ サル シカ ハクビシン タヌキ アライグマ アナグマ ノウサギ カラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣被害対策実施隊において、生態調査等の効率的な捕獲に資する活動に取り組む。</li> <li>被害状況の調査結果に基づき、地域間の優先度を検討し、被害地域との連携の下、迅速かつ安全に被害防止目的捕獲を実施する。</li> <li>ニホンジカの捕獲については、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。</li> <li>カモシカは防除対策のみでは被害防止が図れない場合、第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）、静岡県カモシカ管理実施計画及び浜松市カモシカ管理計画に基づき、年度ごとに捕獲数と地区を定めて捕獲を実施するため、本計画には記載しない。</li> </ul>

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

##### 捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシ：防護柵設置が進んだ地域において、柵未設置圃場へ被害がシフト・集中していることが推測されることから、現状の捕獲圧を維持する。

サル：被害額が減少傾向にあるため、追払いや放任果樹伐採などの防除対策に注力することとし、計画頭数は前計画（当初）より一定程度引き下げる。

シカ：生息域の拡大とともに被害額も増えているため、捕獲圧を強化する。

その他獣種：被害額及び捕獲実績を踏まえて設定する。

##### 捕獲実績

有害捕獲事業(単位:頭)					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計	平均
イノシシ	860	1,057	1,057	2,974	991
サル	135	106	101	342	114
シカ	872	737	595	2,204	735
ハクビシン	90	164	142	396	132
タヌキ	47	55	54	156	52
アライグマ	3	11	8	22	7
アナグマ	20	33	57	110	37
ノウサギ	1	4	4	9	3
カラス	304	237	143	684	228

※頭数は、市の捕獲に関連した補助事業の実績に基づいている。

対象鳥獣	捕獲計画数等（単位 頭）		
	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
イノシシ	1,100	1,100	1,100
サル	120	120	120
シカ	820	820	820
ハクビシン・タヌキ・アライグマ・アナグマ	230	230	230
ノウサギ	10	10	10
カラス	200	200	200

捕獲等の取組内容		
対象鳥獣	捕獲方法・箇所	1回の申請上限数及び期間
イノシシ	銃又はわな 通年 箇所 市内全域	100頭、6カ月以内
サル		40頭、6カ月以内
シカ		300頭、6カ月以内
ハクビシン		30頭、3カ月以内
タヌキ		30頭、3カ月以内
アライグマ		制限なし、12カ月以内
アナグマ		30頭、3カ月以内
ノウサギ		150頭、3カ月以内
カラス		600羽、3カ月以内

※カモシカは県カモシカ管理検討会での審議に基づき決定。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
浜松市内	カモシカを除き権限委譲済み

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
イノシシ	WM柵：20km 農地面積：77ha	WM柵：20km 農地面積：77ha	WM柵：20km 農地面積：77ha
シカ	WM柵：2km 農地面積：6ha	WM柵：2km 農地面積：6ha	WM柵：2km 農地面積：6ha

※WM柵：ワイヤーメッシュ

(2) その他被害防止に関する取組

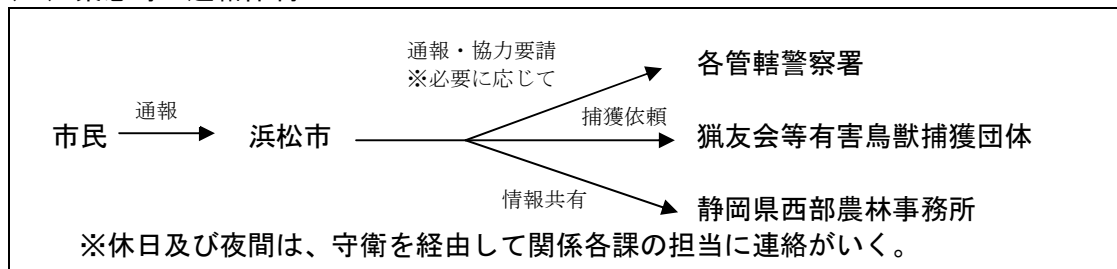
年度	対象鳥獣	取組内容
平成 31～33 年度	イノシシ、サル、シカ、カモシカ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ、ノウサギ、カラス	県アドバイザー及び鳥獣被害対策実施隊員の育成を行い、環境診断に基づいた防護柵等の設置や管理を集落自らができるよう誘導する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
浜松市 農業振興課、林業振興課 協働センター（水窪、佐久間、龍山、春野）	連絡窓口及び捕獲等実際の対応

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>埋設または利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲した対象鳥獣は速やかに埋設処分することを原則とするが、学術研究または関係法令を遵守し、「静岡県の野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン」等を参考とした上で食用等として利活用する場合は、この限りではない。</li> <li>・捕獲した鳥獣を資源として有効活用するための情報収集及び提供を行う。</li> </ul>
---

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

<p>民間において処理加工施設の設置や捕獲個体の利活用に関する要望がある場合、捕獲活動に従事するものとその情報を共有し、有効活用できるよう協議する。</p>
--

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	浜松地域鳥獣被害対策協議会 ※事務局：浜松市農業振興課	
構成機関の名称	役割	
林野庁関東森林管理局 天竜森林管理署	鳥獣被害防止に関する連携	
静岡県西部農林事務所		
浜松市農業振興課、林業振興課、各協働センター		
農林技術研究所 森林・林業研究センター	専門的アドバイス、助言及び鳥獣被害防止に関する連携	
静岡県西部猟友会		
鳥獣保護管理員		
森林組合 (天竜、春野、龍山、佐久間、水窪町、引佐町)	森林被害対策の情報提供及び協力体制の強化	
農業協同組合 (とびあ浜松、三ヶ日町、遠州中央)		
三ヶ日町有害鳥獣駆除対策協議会		

※構成機関に所属する県アドバイザーについても、専門的アドバイス、助言の役割を担うこととする。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 29 年度設置 構成人数 21 人（市職員隊員 8 人、民間隊員 13 人） 活動内容 (1) 鳥獣被害防止施策に関する勉強会その他の講習会の開催 (2) 鳥獣被害の防止を目的とした防護柵の設置及び管理の支援 (3) 鳥獣被害を防ぐための集落環境管理に関する活動 (4) 鳥獣被害の実態調査
---

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害防止対策に関する意識啓発のため、個人規模から集落単位までを対象として、講習会・研修会等を実施し、被害を軽減できる集落環境づくりのための体制整備を推進する。なお、平成 29 年度以降は、この一環として鳥獣被害対策実施隊員がより身近な講師となっている。
--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

静岡県農林産物野生鳥獣被害対策連絡会に加盟（参加）しており、県内の各関係団体との連携を図っている。
---